特定装置の種類	規則番号
一・二　（略）	（略）
二の二　第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	第三十号第二改訂版
	第百十七号第四改訂版
三　第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	第五十四号
	第百十七号第四改訂版
三の二～五の九　（略）	（略）
五の十　第二条第五号の十の燃料制御保護装置	第百十号第六改訂版
五の十一　第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置	
五の十二～四十一　（略）	（略）

２　前項の表中第二号の二及び第三号の装置は、滑り止めに係る性能等について告示で定める要件に適合していなければならない。

３　第一項の表中第三号の装置（駆動軸に取り付けることを目的として設計されたものであって、告示で定めるものに限る。）は、構造について告示で定める要件に適合していなければならない。

（特別な表示）

第六条　法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の三第一項の規定による指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、第二条各号に掲げる種類の装置（前条第一項の表各号に掲げる種類の装置を除く。）にあっては第二号様式に定める表示とし、前条第一項の表各号に掲げる種類の装置（同表第三十五号の二に掲げる種類の装置を除く。）にあっては第三号様式に定める表示とし、同表第三十五号の二に掲げる種類の装置にあっては第四号様式に定める表示とする。

２　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年九月二十四日から施行する。ただし、第二条中装置型式指定規則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令（前条ただし書に規定する改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和九年七月六日までの間、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

２　旧規則第五条の表第三号下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和十一年八月三十一日までの間、新規則第五条第一項の表第三号下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

３　旧規則第五条の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第五改訂版に基づき行われた認定（液化天然ガス燃料自動車に備える燃料タンク取付装置に係るもの（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

４　旧規則第五条の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第五改訂版に基づき行われた認定（液化天然ガス燃料自動車に備える燃料タンク取付装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

特定装置の種類	規則番号
一・二　（略）	（略）
二の二　第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	第三十号第二改訂版
	第百十七号第三改訂版
三　第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	第五十四号
	第百十七号第三改訂版
三の二～五の九　（略）	（略）
五の十　第二条第五号の十の燃料制御保護装置	第百十号第五改訂版
五の十一　第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置	
五の十二～四十一　（略）	（略）

（新設）

（新設）

（特別な表示）

第六条　法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の三第一項の規定による指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、第二条各号に掲げる種類の装置（前条の表各号に掲げる種類の装置を除く。）にあっては第二号様式に定める表示とし、前条の表各号に掲げる種類の装置（同表第三十五号の二に掲げる種類の装置を除く。）にあっては第三号様式に定める表示とし、同表第三十五号の二に掲げる種類の装置にあっては第四号様式に定める表示とする。

２　（略）